

令和6年度国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局神戸視力障害センターで使用する電力
の供給

仕様書

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局神戸視力障害センター

仕 様 書

1 概要

- (1) 需要場所 国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局神戸視力障害センター
兵庫県神戸市西区曙町 1070 番地
- (2) 業種および用途 官公署 (国立の障害者支援施設)

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数、
電気方式および蓄熱式負荷設備の有無

- ① 供給電気方式 交流
・動力回路 (3φ3W)
500kVA×1台
・電灯回路 (1φ3W)
100kVA×2台
- ② 供給電圧 (標準電圧) 6.6kV
③ 計量電圧 (標準電圧) 6.6kV
④ 標準周波数 60Hz
⑤ 電気方式 1回線受電
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 契約電力および予定使用電力量

- ① 契約電力 常時電力 144kW
(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値)
- ② 予定使用電力量 344,400kWh
(月別の予定使用電力量は、別表1のとおり)
- ③ 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照: 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

- (3) 契約期間

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

- (4) 需給地点

需要場所における国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センターの施設した構内第1柱柱上に設置した気中開閉器の電源側接続点と関西電力株式会社の施設した架空引込線接続部との接続点

- (5) 電気工作物の財産分界点

需要場所における国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センターの施設した構内第1柱柱上に設置した気中開閉器の電源側接続点と関西電力株式会社の施設した架空引込線接続部との接続点

- (6) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100%を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備を 1 台有している。詳細は以下のとおりである。
・非常用自家発電設備：210V 260kVA (208kW)
- (4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 23 号）第 43 条第 1 項に規定する調整をいう。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 16 条第 1 項に規定する賦課金をいう。）については、受注者が経済産業大臣に届け出た電気供給約款の定めるところによる。
- (5) この仕様書に定めのない供給条件については、受注者が経済産業大臣に届け出た電気供給約款をもとに協議するものとする。
- (6) 過去 12 か月（令和 4 年 11 月～令和 5 年 10 月）の月別 30 分最大需要電力実績及び力率実績は別表 1 に示すとおりである。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は原則として次のとおりとし、これらによりがたい場合は協議するものとする。
- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kW とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ② 使用電力量の単位は、1kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - ④ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 受注者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センターに書面（様式自由）で提出するものとする。
- (9) 本件電力供給においては、庁舎内における私設自動販売機設置者、私設無線基地局（PHS 基地局）設置者、研修宿泊施設利用者その他公費によらない電気料の分担者が存在し、分任支出負担行為担当官が定める分担率により、これらの分担者が私費をもって分担することとなっている。分担者名および分担額の通知・支払方法については別途協議するものとする。分担額の請求業務に際して分任支出負担行為担当官は十分な協力を行うものとする。

以上